

一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会倫理に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会（以下「本学会」という。）における倫理違反防止のための措置、及び、倫理違反に起因する問題が生じた場合に対応するための措置についての必要な事項を定めることにより、本学会の会員（以下「会員」という。）に対し、基本的人権、及び、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、及び、研究の機会と権利を保障することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において、「倫理違反」とは、下記のものをいう。

- (1)法令に反する行為
- (2)本学会定款及び各種規程・綱領等に反する行為
- (3)ハラスメントに該当する行為
 - ①パワーハラスメント行為：「パワーハラスメント」とは、本学会内の地位や立場を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は学習、教育及び研究の環境を悪化させるものをいう。
 - ②アカデミックハラスメント行為：「アカデミックハラスメント」とは、本学会内の地位や権限を背景に、教育研究上の不適切な言動を行う、又は学習、教育及び研究の環境を悪化させるものをいう。
 - ③セクシャルハラスメント行為：「セクシャルハラスメント」とは、相手の意に反する性的な言動をいい、他の者に不快感その他の不利益を与える、又は学習、教育及び研究の環境を悪化させるものをいう。
 - ④その他ハラスメントと認められる行為

(組 織)

第3条 倫理違反の防止及び問題解決にあたるため、次の組織を設置する。

- (1)倫理委員会
- (2)倫理調査委員会（以下「調査委員会という。」）

(倫理委員会)

第4条 倫理委員会は、会員に関わる倫理違反の防止及び問題解決に関する具体的な施策を立案・推進するものとする。

- 2 倫理委員会は、本学会に関わる次の事項を審議する。
 - (1)倫理違反防止に係る施策立案及び対策等に関する事項
 - (2)倫理違反防止に係る調査及び情報収集に関する事項
 - (3)倫理違反防止のための研修及び啓発活動に関する事項
 - (4)調査委員会の設置に関する事項
 - (5)倫理違反再発防止に係る改善策の検討及び実施に関する事項
 - (6)その他、倫理違反防止に係る重要な事項
- 3 倫理委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1)理事長及び副理事長
 - (2)理事若干名を指名することができる
- 4 倫理委員会の委員長（以下「倫理委員長」という。）は理事長とし、委員会を招集し、その議長となる。副委員長は副理事長とし、倫理委員長に事故あるときは、その職務を代行する。第3項第2号の委員は倫理委員長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 5 前項の倫理委員長及び副委員長並びに委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期中に委員の交代があったとき、新任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 倫理委員長は、必要に応じて第3項に掲げる委員以外の者を会議に出席させ、報告又は

意見を聞くことができる。

- 8 第3項に定める委員のほか、理事長は倫理委員長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。なお、この場合の委員の任期は、その都度定める。

(倫理委員会の開催)

第5条 倫理委員会は年1回、倫理委員長が招集して開催する。ただし、倫理委員長は、必要あるときは、随時これを招集することができる。

(相談受付窓口)

第6条 倫理違反に関する相談受付窓口は倫理委員とし、必要に応じて第三者に依頼できる。

(調査委員会)

第7条 倫理委員長は、会員が関係する倫理違反の事実に対する措置に関し、調査が必要であると判断した場合には、当該事実の事実関係を調査するため、その都度速やかに調査委員会を設置し、必要な調査を依頼するものとする。

- 2 倫理委員長は、調査委員会設置に際し、倫理委員会を招集し、当該事案について倫理委員会に報告し、調査委員会の設置を諮ることとする。ただし、当該事案に関する秘密保持又は時間的制約等の理由がある場合は、倫理委員会の招集を省略して調査委員会を設置することができる。

(調査委員会の任務)

第8条 調査委員会は、通告者または当事者からの申し立て事項についての事実確認及び事実調査を行い、その調査結果及び対応方法について倫理委員長に報告書を提出するものとする。

- 2 調査委員会は、必要により、申し立て事項の関係者に対し出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は、事情聴取に応じ、また、意見の陳述又は弁明をすることができる。
- 3 調査委員会は、必要により、申し立て事項に関する本学会外の専門家の意見を求めることができる。

(調査委員会の構成)

第9条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1)理事のうち、倫理委員長が指名した者若干名
 - (2)その他倫理委員長が必要と認めた者
- 2 調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）は、倫理委員長が指名する。
- 3 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会委員の氏名は公開しない。

(倫理委員会への報告)

第10条 倫理委員長は、第4条第2項に定める審議事項の結果又は調査委員会における調査結果及び対応方法について、倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会からの報告に基づき、理事会は倫理違反の行為者に対し、必要に応じて制裁処分を決定し、行うことがある。

(申立人への対応と再発防止)

第11条 倫理委員長は、調査委員会における調査結果及び対応方法に基づき、必要に応じて申立人の救済及び再発防止のための措置を講じ、その後の措置について申立人へ速やかに通知することとする。なお、申立人への通知は、必要あるときは、副委員長又は委員等が行うこととする。

(被申立人への対応)

第12条 倫理委員長は、被申立人に対し、調査委員会における調査結果及び対応方法を被申立人へ通知することとする。なお、被申立人への通知は、必要あるときは、副委員長又は委員等が行うこととする。

(異議の申立)

第13条 第11条及び第12条の通知に不服のあるときは、申立人、若しくは、被申立人は、通知を受けた日から2週間以内に倫理委員長に対し、異議を申し立てることができる。

- 2 異議申立てがあったとき、倫理委員長は、改めて調査委員会を設置し、調査委員会は、申立人、若しくは、被申立人の意見を徴したうえで、申し立て内容を改めて審議し、その結果を倫理委員長に報告する。
- 3 倫理委員長は、前項の調査委員会の審議結果を倫理委員会に報告するとともに、その理由を付して、申立人、若しくは、被申立人に通知する。
- 4 第1項の異議申し立てを行った者は、第3項の審議結果に対し、再度異議申し立てを行うことはできない。

(理事会への報告)

第14条 倫理委員会は第4条第2項に定める審議事項の結果を理事会へ速やかに報告しなければならない。

(守秘義務)

第15条 本規程に関わる委員、その他、手続きにおいて関係する者はすべて、関係者の名誉及びプライバシー保護のために、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(倫理委員会事務局)

第16条 本規程に関する事務局は、本学会事務局に置くものとする。ただし、調査委員会において他が適当と認められた場合は、この限りではない。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、定款に基づき、理事会の決議によりこれを改廃することができる。

附 則

本規程は2023年 4月 1日から施行する。